令和3年度名古屋市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

審査の対象は、「令和3年度名古屋市内部統制評価報告書」、「令和3年度名古屋市上下水道局内部統制評価報告書」及び「令和3年度名古屋市交通局内部統制評価報告書」とする。

第2 審査の方法

審査は、名古屋市監査委員監査基準及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・ 実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表)等に基づき、以下の各号に掲げる事項に 留意しつつ、内部統制の整備及び運用に係る記録や内部統制の整備状況及び運用状況の評 価に関連する証拠書類の確認を行うとともに、その評価手続及び評価結果が適切かどうか について関係局への質問を行うなどの方法により実施した。

- (1) 評価範囲に含まれるべき内部統制対象事務について網羅的に把握されているか
- (2) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか
- (3) 評価が形骸化していないか
- (4) 評価の過程において把握した不備について、重大な不備に当たるかどうかの判断を 適切に行っているか
- (5) 是正された整備上の重大な不備がある場合には評価基準日までに是正されたか

第3 審 査 の 結 果

市長から提出された令和3年度名古屋市内部統制評価報告書等について、上記のとおり 審査した限りにおいて、評価手続は適切に実施されており、評価結果の記載は適切である と認められた。

なお、「令和3年度名古屋市内部統制評価報告書」の「3 評価結果」に記載のとおり、 評価対象期間中の運用上の重大な不備が把握されている。

第4 意見

内部統制制度は、令和2年度から本格実施されたが、令和3年度は、評価の過程において把握した運用上の不備の件数が前年度より増加しており、このうち身元明確なるも引取者のない遺体の葬儀執行に係る事務処理の遅延及び放置については、運用上の重大な不備に該当すると判断したとの報告であった。不備の件数の増加は、内部統制で取り組むリスク数の拡充に起因する部分もあるが、本市全体の事務処理誤り件数も増加していることから、内部統制の取組について、現在対象としていないリスクへの対応も含めて、現状で十分であるとは言い難い状況である。

リスクを事前に把握し対応策を組織的に整備・実践することで事務の適正な執行を確保するという内部統制の目的を達成するには、単に形式的に制度に取り組むのではなく、職員が危機管理意識を持ち主体的に取り組むことが不可欠である。こうした意識を醸成するためには、講演会や職員研修といった啓発とともに、実際に各職場で取組を進める中においても、職員一人ひとりが現行のリスク対応策を着実に実践していくことはもちろんのこと、リスクの識別やリスク対応策の継続的な見直しを行っていくことが大切である。

内部統制制度がより定着することで、事務上のリスクが軽減し市政に対する市民からの信頼につながるよう、今後も継続的に改善を続け、内部統制の実効性の確保に取り組まれたい。

なお、令和4年度に入り、本市では生活保護受給者の遺留金の業務上横領事案や請負工 事における不適正な事務処理事案が発覚している。

業務上横領事案は、マニュアル等の整備はなされていたものの、虚偽の公文書を作成することにより現金を横領したものである。今後、職員の倫理意識の高揚を図ることはもとより、不正行為が発生しうる状況を排除するような事務手続の改善に取り組み、市民の信用を著しく失墜させる事案が発生することがないよう努められたい。

また、請負工事における不適正な事務処理事案は、一部の単価契約 ^(注) において工事代金の未払い及び過払いが多数発生していたもので、支払手続が施工の翌年度以降となったことによるものである。マニュアル等の整備がなく、進捗管理が担当職員任せの状況であったことから、再発防止に向けて、進捗管理の可視化・共有化等により組織としてのチェック体制の強化に取り組まれたい。

(注) 単価契約とは、契約期間中で複数回にわたり発生する工事・業務などについて、施工内容ごとにあらかじめ単価を定めておき、施工後に出来高に応じて支払を行う契約のこと。